

					北関東防衛局達第 13 号
改正	平成 20 年	4 月 28 日	北関東防衛局達第 15 号		
	平成 22 年	4 月 1 日	北関東防衛局達第 12 号		
	平成 23 年	4 月 1 日	北関東防衛局達第 22 号		
	平成 27 年	10 月 1 日	北関東防衛局達第 7 号		
	平成 28 年	6 月 30 日	北関東防衛局達第 3 号		
	平成 31 年	4 月 24 日	北関東防衛局達第 4 号		
	令和 2 年	12 月 17 日	北関東防衛局達第 2 号		
	令和 3 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 1 号		
	令和 4 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 1 号		
	令和 6 年	1 月 19 日	北関東防衛局達第 9 号		

防衛省所管物品管理取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 115 号）第 44 条の規定に基づき、北関東防衛局における物品管理に関する達を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

北関東防衛局長 鎌田 昭良

北関東防衛局における物品管理に関する達

（目的）

第 1 条 この達は、北関東防衛局における物品の取得、保管、供用及び処分（以下「管理」という。）を適正かつ効率的に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（通則）

第 2 条 北関東防衛局における物品の管理については、物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号。以下「法」という。）、物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号。以下「令」という。）、物品管理法施行規則（昭和 31 年大蔵省令第 85 号。以下「省令」という。）、防衛省所管物品管理取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 115 号。以下「訓令」という。）及び防衛省の図書管理に関する訓令（昭和 34 年防衛庁訓令第 60 号。以下「図書管理訓令」という。）その他法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この達における用語は、訓令及び図書管理訓令の例による。

（物品の分類）

第 4 条 訓令第 3 条第 3 項に規定する物品の種類は、別表第 1 の物品類別表により類別するものとする。

（消耗品の範囲）

第 5 条 訓令第 3 条第 2 項第 1 号に規定する消耗品の範囲は、原則として取得単価（消費税込）5 万円未満を消耗品とし、経済価値、使用実態、反覆使用等の状況を考慮し決定するものとする。

（物品供用官）

第 6 条 訓令第 10 条の規定により物品供用官に指定する官職及びその事務の範囲は、別表第 2 のとおりとする。

(補助者)

第7条 物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）又は物品供用官は、補助者を指定したときは、その官職及び事務の範囲を関係者に通知するものとする。
(物品の管理に関する計画)

第8条 訓令第15条の規定により物品管理官の作成する物品の管理に関する計画は、原則、年度開始後速やかにその年度分に必要な物品の調達に関する計画とする。

(寄附受け)

第9条 物品の寄附の申し出を受けた者は、遅滞なく、その旨を物品管理官に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた物品管理官は、当該物品を取得することが適当であると認めたときは、相手方の申出書を添えて、1件の評価額が20万円以上の物品については防衛大臣（以下「大臣」という。）の指示、20万円未満のものを受入れる場合には、局長の承認を受けるものとする。

3 物品管理官は、前項の規定により大臣または局長から寄附物品を受領すべき旨の指示または承認を受けた場合、受払書（訓令別記様式第41）により受入れを行うものとする。

(修理又は改造の手続)

第10条 物品管理官は、支出負担行為担当官から物品の修理又は改造の契約完了の通知を受けた場合において、当該物品を国以外の者に引き渡す必要があるときは、受領書（訓令別記様式第39）により引渡しを行うものとする。

2 前項の修理又は改造が完了したときは、納品書（訓令別記様式第38）により当該引渡し物品の受入れを行うものとする。

3 各自衛隊に委託修理する場合の手続きは、各幕僚長等の定めるところによる。

(不用の決定)

第11条 物品供用官は、法第21条第1項に規定する報告を行う際には、返納票（訓令別記様式第37）によるものとし、その根拠目的欄に不用の決定の理由及び処分予定を明記して、物品管理官に報告するものとする。

2 物品管理官は、法第21条第1項の報告を受けて、訓令第30条の規定による不用の決定をしようとするときは、物品不用決定決議書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 物品管理官は、第2項の規定による不用の決定をしたときは、物品不用決定通知書（別記第2号様式）により物品供用官へ通知をするものとする。

4 物品管理官は、単価50万円未満の物品について、不用の決定をすることができる。

(物品使用職員の責務)

第12条 物品を使用する職員は、供用を受けた物品を常に良好な状態で使用するよう努めなければならない。

(物品亡失、損傷等報告書の添付書類)

第13条 訓令第34条第6項の規定により物品管理官が物品亡失、損傷等報告書に添付する資料は、亡失又は損傷（以下「亡失等」という。）内容に応じ次の各号のうち必要な書類とする。

(1) 使用職員の作成する供述調書又は現場立会者の作成する事実調書

(2) 亡失等の発生した場所及びその周辺の略図又は写真

- (3) 盗難又は火災により亡失等をした場合は、警察又は消防官署の発行する証明書
- (4) 損傷状況の写真
- (5) 亡失又は損傷が公務中に発生したことを証明できる資料
- (6) 亡失又は損傷の現場にいた者の事実証明書
- (7) 物品管理官の所見
- (8) その他弁償の責任にかかる裁定をする場合に参考となる資料

(使用職員の弁償責任に関する裁定権者)

第14条 訓令第35条の規定による幕僚長等の指定する部隊等の長は、総務部長とする。

(現況調査)

第15条 物品管理官は、その管理する物品について、毎会計年度1回、その他必要と認めた場合に物品の現況調査を行うものとする。

2 物品管理官は、必要があるときは物品供用官の指定する者に、現況調査を命ずるものとする。

3 現況調査は、保管する物品及び供用中の物品について、物品と帳簿との照合により行うものとする。

(検査)

第16条 訓令第45条第2項の規定による幕僚長等の指定する者は、物品管理官とする。

2 検査は、毎会計年度行うものとし、保管する物品及び供用中の物品について、物品と帳簿との照合により行うものとする。

(委任規定)

第17条 この達の実施に関し必要な事項は、物品管理官が定める。

附 則

この達は、平成20年3月31日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月28日北関東防衛局達第15号)

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日北関東防衛局達第12号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日北関東防衛局達第22号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月30日北関東防衛局達第3号)

1 この達は、平成28年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の北関東防衛局における物品管理に関する達(以下「旧規則」という。)第6条の規定によりされている標示につい

ては、改正後の北関東防衛局における物品管理に関する達（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお、従前の例により使用することができる。

- 3 旧規則に規定する様式（旧規則別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第6号様式から別記第15号様式）については、平成29年3月31日までの間は、新規則の規定にかかわらず、なお、従前の例により使用することができる。

附 則（平成31年4月24日北関東防衛局達第4号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則（令和2年12月17日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和2年12月17日から施行する。

附 則（令和3年3月31日北関東防衛局達第 号）

この達は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北関東防衛局達第 号）

この達は、令和4年3月31日から施行する。

附 則（令和 年 月 日北関東防衛局達第 号）

この達は、令和6年1月19日から施行する。